

伊豆の国市立菰山小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の基本的な考え方・姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1章 第2条「定義」》

- ・「心理的な影響を与える行為」とは「仲間外れ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるもの、インターネットを通じて行われるもの。
- ・「物理的な影響を与える行為」とは身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすること。
- ・起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本的な考え方・姿勢

「いじめはどの学校でもどのクラスでも、どの児童にも起こりうる」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ・いじめは人権侵害、犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ・いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・いじめられる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・児童のいじめのサインを見逃さず早期に発見し、適切な指導を行い、問題を迅速に解決する。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

- ・児童が主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくり。
- ・学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会の充実。
- ・学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進。
- ・いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、教職員間の平素からの共通理解や、児童、保護者に対するの周知徹底。
- ・学校、PTA、地域の関係団体等と活動をともにする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みの推進。

(2) いじめの早期発見・初期対応・事後対応

【早期発見】

- ・いじめの実態を把握するために、年3回（6月、10月、2月）児童対象の「いじめアンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・年3回（6月、10月、2月）の教育相談（児童との面談）により、児童から直接悩みなどを聞き、問題の早期発見に努める。
- ・けんかやふざげ等がいじめに発展することを念頭に置き、常に児童のサインに気を配る。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭などと連携し、学校における相談機能の充実を図る。
- ・学校全体で情報共有を図り、組織的に対応する。

【初期対応】

- ・児童や保護者の訴え、教師の気づき等により、いじめを発見したときは、まず被害児童の安全を確保し、事実確認をする。
- ・担任はいじめを確認したら、直ちに学年主任、生徒指導主任等に報告をし、適切な対応を模索する。
- ・学年主任、生徒指導主任は、校長、教頭、主幹教諭に事実を報告し、今後の指導の方向や対応を確認する。
- ・必要に応じて保護者にすぐに連絡し、いじめ解消に向けて協力を仰ぐ。
- ・問題の及ぶ範囲を正確に把握する。

【事後対応】

- ・被害児童の心のケアに努め、「一人ではない」ことを伝える。安全を十分に確保し、いじめがなくなった後も見届けていく。
- ・児童に命の大切さや善悪の判断などについて、継続して指導する。必要に応じて、児童へのカウンセリングを行う。
- ・いじめの原因やその背景等について再検討し、いじめの未然防止、早期発見に向けた取り組みを推進する。
- ・各学級、学年において、いじめを許さない、見逃さない環境づくりに務める。

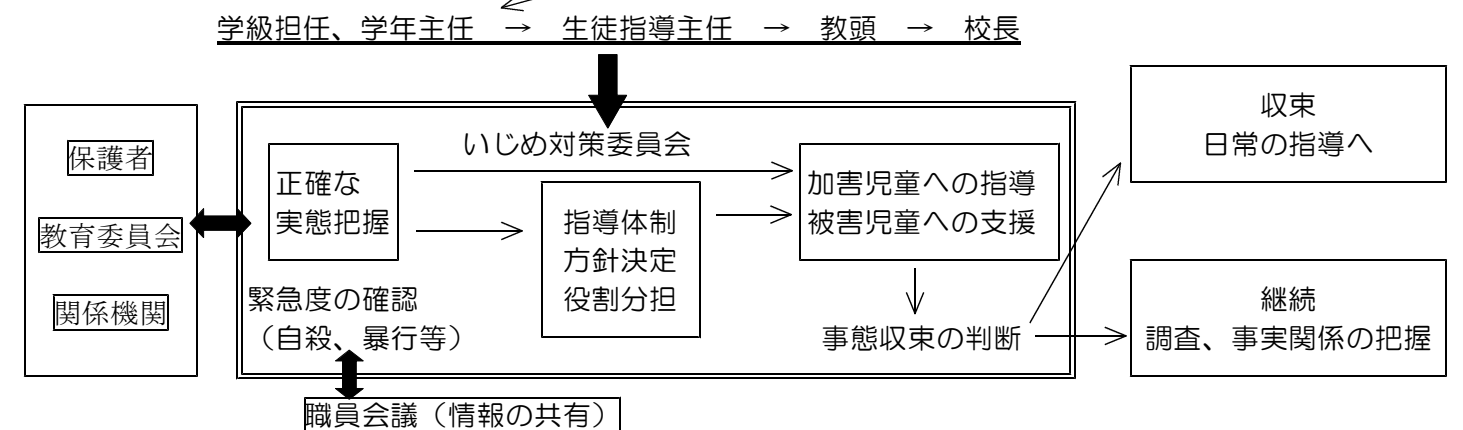
(3) 「いじめ対策委員会」の設置

- ・校内に「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて会を開く。校長が招集する。
- ・構成員…校長、教頭、主幹、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学年
- ・いじめの未然防止、早期発見、初期対応、事後対応等について検討する。

【緊急時の組織的対応】

いじめの認知（重大事態を含む）

最初に認知した教員等



(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・ケータイ安全教室や総合的な学習の時間、学活を使って児童に、SNSやLINEの落とし穴、著作権、肖像権等の情報モラルを付けさせる指導の充実を図る。
- ・インターネットを利用して送信される情報の高度の流通性や、発信者の匿名性、インターネットで送信されている情報の特性を踏まえ、インターネット上でのいじめの防止やネットトラブルに対処できるよう、児童、保護者に向けた啓発活動や情報モラル研修会を定期的に行う。
- ・ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

(5) 関係機関との連携

- ・指導困難な場合、また犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や警察等と連携して対応する。
- ・日頃から、警察、児童相談所、伊豆医療福祉センター等の医療機関、田方教育会館教育相談室等の外部機関との連携を蜜にしておく。

3 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（自殺の企図、身体への傷害、精神的疾患の発症、金品等の重大な被害等）
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・直ちに「いじめ対策委員会」を招集し、いじめ解消に向けて対処する。
- ・速やかに市教育委員会等に報告をする。
- ・必要に応じて、ためらわずに警察等関係諸機関に通報する。
- ・報道機関への対応は、窓口を一本化し、公開できる情報を整理し、公平な対応を心がける。その際、市教育委員会と連携して対応に当たる。